

2005年歴史教科書問題

——「対話的」真実に向けて⁽¹⁾

太 田 修

〔抄 録〕

本稿では、2001年度に続いて社会問題となった2005年度の歴史教科書問題の過程と結果を整理し、歴史修正主義の動きに対抗して起った日韓、日中韓での共同の歴史教材づくりの試みについてその意義を論じ、若干の問題提起を行った。その上で、「対話的」真実の重視という考え方を参考にして、東アジアの人々が歴史認識における「和解」を進めていくためにどのようなことができるのかを検討し、①歴史資料を東アジア共有の財産にすること、②歴史教材の一つとして東アジア共通の歴史資料集を作ることを提案した。

キーワード 歴史教科書問題、歴史認識、「対話的」真実、歴史資料集、歴史資料の共有

はじめに

1945年から60年目の2005年春、韓国と中国で靖国問題、教科書問題など歴史認識をめぐる「日本」批判がなされ、日本ではそれに対する「反発」が起った。日本と韓国・中国の間に生じた亀裂は、東アジアの政治・経済・文化交流にも少なからぬ影響を及ぼし、平和で友好的な東アジアを構想していく上での一つの試練となっている。

歴史認識をめぐる亀裂を修復していくために歴史認識の共有が必要だとよくいわれるが、それは言うほどに簡単なことではない。そもそも個人の歴史認識は多様で、それを完全に一致させ共有することは、ほとんど不可能に近いことである。また、仮に歴史認識の一致が可能だとしてすべての人々の歴史認識が一つになってしまえば歴史は無味乾燥なものになってしまう。

もちろん、だからといって共同作業や対話を止めてしまえばよいということにはならない。東アジアの人々がともに歴史を明らかにする作業を続け、歴史認識を可能な限り共有していくことは、平和と友好関係を築いていく上で有効な手段であり、今日、最も必要とされていることだからである。

さてこの小論では、歴史認識における「和解」問題について考えるために、1998年10月に南アフリカ共和国の「真実和解委員会」が刊行した報告書にある「対話的」真実の重視という考え方に注目してみる。

アパルトヘイトをめぐる人権侵害の真相糾明を目的として組織された「真実和解委員会」は、真実という概念がきわめて複雑であるということに直面して、4つの考え方（①事実としての真実、②個人的、すなわち語り^{ナラティブ}としての真実、③社会的、すなわち「対話的」な真実、④癒しとしての、すなわち修復的な真実）で臨むことにし、そのうち特に「対話的」真実を重視した⁽²⁾。実はこの「対話的」真実を重視することは、とりたてて特別なことではない。ウォーラステインによると、「対話的」真実への道とは、「極めて徹底的な、またしばしば極めて感情的な対話を通じてたどりつくべきもの」（傍点は太田）で、その対話は「注意深い証拠のふるいわけによって調整され、声および物の見方の多元性の立場からする真実へいたること」を目的としているのである。

以下、この「対話的」真実の重視という考え方に依りながら、2005年度日本での歴史教科書問題の経緯と歴史修正主義の動きに対抗して起った日韓、日中韓での共同の歴史教材づくりの試みを整理し、東アジアの人々が歴史認識における「和解」をいかに進めていけるかという困難な問題を解く鍵を探してみたい。

1. 歴史認識をめぐる日本の状況

韓国では、1990年代から光州民主化運動、济州島4・3事件などについて、真相糾明、被害者への補償、和解、歴史の記憶という作業が行われてきた。また2005年現在、特別法によって設置された「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」（2004年）、「親日反民族行為真相糾明委員会」（2005年）の調査作業が行われている。そうした一連の「過去史の清算」作業は、20世紀前半の日本の植民地支配と戦争、冷戦と南北分断がもたらした歴史を明らかにし、そこで生じた対立と葛藤に「和解」をもたらし、未来へ進んでいこうとするものである⁽³⁾。

一方、韓国での「過去史の清算」とは対照的に、日本では「過去」を覆い隠そうとするかのような動きが進んでいる。

2005年春、韓国の盧武鉉大統領が日本の歴史認識に疑問を投げかけたことに対して、小泉首相や日本のメディアは「(韓国)国内の事情を考えた」発言だろうと評し、またあるテレビ報道番組に出演していたコメンテーターは「もうそろそろ大人の付き合いがしたいですね。いつまでも過去にこだわっていないで」と冷やかに言った。

3月に朝日新聞社と東亜日報社、中国社会科学院が共同でおこなった世論調査によると、小泉首相の靖国神社参拝をめぐり、9割が「反対」する韓・中に対して、日本は「賛成」が半数を超えた⁽⁴⁾。靖国神社を韓国・中国では6割が「軍国主義の象徴」と見ているのに対して、

日本では66%が「戦死者を追悼する所」と答え、歴史認識の開きは大きい。

2005年の総選挙の際に出された各党マニフェストでは、与党の自由民主党と公明党は、それぞれ「アジア「共同体」構想の推進」⁽⁵⁾を、「新たな平和・人道外交」⁽⁶⁾の推進をうたったが、歴史認識や戦後補償問題にはいっさい言及しなかった。野党民主党も「東アジア共同体の構築」をめざすとしたが、特に歴史認識や戦後補償問題についての政策は提示していない⁽⁷⁾。日本共産党と社会民主党のみが、それぞれ「「侵略と植民地支配の誤りへの反省」という政府の公式見解を、教育と教科書に反映させる」⁽⁸⁾、「従軍慰安婦問題、シベリア抑留問題、在外被爆者問題、中国残留孤児問題など残された「戦後60年問題」を解決」するとした⁽⁹⁾。

もう一つ日本の状況を象徴する例を紹介しておこう。2005年8月、ある市民グループが戦後補償について政党にアンケート調査をおこなった⁽¹⁰⁾。その主な質問は、(1) 元日本軍「慰安婦」被害者や強制労働員被害者の戦後補償立法制定に取り組むか、(2) 戦後補償問題は、解決済みと考えるか、(3) 強制労働員被害者らの厚生年金データ、供託金名簿などに関する日本政府の資料を公開すべきか、(4) 強制動員など問題に関連する史実の保存と教育を中心とした継承のための対策を取るべきか、というものだったが、それに対する各政党の回答は次のようだった。

	自由民主党	民主 党	公 明 党	日本共産党
1. 補償立法の取組み	立法に取組まない	立法に取り組む	どちらとも言えない	立法に取り組む
2. 補償は解決済みか	解決済み	解決済みでない	解決済み	解決済みでない
3. 政府の資料公開	公開の必要なし	公開すべき	どちらとも言えない	公開すべき
4. 史実の保存と継承	必要ない	どちらとも言えない	どちらとも言えない	必要である

※社会民主党は解答なし

この調査によると、自由民主党は、戦後補償は「解決済み」であり戦後補償立法制定に取り組まない、政府資料の公開、史実の保存と継承も必要ないとしており、公明党は、戦後補償は「解決済み」だとし、その他の質問にはあいまいな態度をみせている。民主党と共産党が、戦後補償は未解決であり戦後補償立法制定に取り組むとし、その他の質問にも前向きな姿勢を示しているとはいえ、重要なことは与党が「過去の清算」に否定的だということである。

2005年の総選挙の結果、自由民主党が圧勝し、ヨーロッパで政権についているような中道左派勢力はきわめて小さな勢力となった。そして選挙に参加した日本国民は、その真意はどうかあれ、結果的には戦後補償と資料の公開・保存を否定する政権を選択したのである。今後、国会での戦後補償、歴史認識問題への取り組みは困難になるだけでなく、日本の誇りを取り戻すとされる教科書の実現、首相・閣僚の靖国参拜、教育基本法・憲法改訂などナショナリズム

を強く反映する政策を首相や与党の議員らが強調し、それをメディアが宣伝していくという政治的潮流が、当分のあいだ続いていくものと予想される。

2. 2005年の歴史教科書問題

2005年度は、2001年度に続いて歴史教科書が社会問題となった年だった。同年4月、「新しい歴史教科書をつくる会（「つくる会）」編集の改訂版歴史「教科書」が文部科学省の検定に合格した。「つくる会」編集の『改訂版 新しい歴史教科書』（扶桑社発行、以下、『改訂版』）の内容ばかりでなく、検定申請図書（白表紙本）の不正配布、政界への働きかけなど「つくる会」側の動きや彼らに有利な動きを見せた政治と行政に対して、国内外の市民からの批判と対抗が起った。日本の市民・歴史研究者・教育者は、共同アピールの発表、教育委員会への働きかけ、集会や学習会の開催などを通して「つくる会」教科書を批判し、不採択を求める運動を展開した。また、韓国をはじめとするアジアの人々も、各教育委員会を訪問して善処を要請し、日本の新聞に意見広告をするなど、適切な教科書を採択するよう訴えた。

その国内外での批判と対抗の過程で、「つくる会」編集の『改訂版 新しい歴史教科書』の何が問題とされたのだろうか。日本の歴史学団体、歴史研究者・歴史教育者有志が出した声明書（『改訂版 新しい歴史教科書』採択に反対する関西歴史学関係学会アピール）、「アピール 歴史の事実をゆがめる「教科書」に歴史教育をゆだねることはできない⁽¹⁾」をもとにその問題点をまとめると、次のようになる。

第一は、日本の国家主義を強調する姿勢が古代から現代まで一貫していることである。太古の昔から日本人・日本民族固有の歴史が単一に存在し、それが現在の日本・日本人の伝統であるかのように把握させ、愛国心を高めるような叙述がなされている。例えば、聖徳太子が「天皇」号を作り出したと記述したり、武士道における「忠義」と「公」の観念について詳述したりするなど、史実を歪曲し特定の歴史事実を強調することによって国家主義的傾向を煽ろうとしている。

また、近代史は対外膨張＝国家発展の歴史として描かれ、伊藤博文のコラムや日露戦争を「祖国防衛戦争」とする記述にみられるように、指導者の努力や戦争での勝利が強調され、国民は国家の戦争勝利を願う存在として叙述されている。

一方、国内外の社会変化や矛盾、民衆の動きに関する記述は極端に少ない。社会や民衆を無視して国家と支配権力の歴史に一面的な「誇り」を見出そうとする性格は『旧版』に比べて増幅されているといえる。

第二は、植民地支配と侵略戦争を正当化・美化する歴史認識が強められていることである。日本が武力を背景に台湾や朝鮮を植民地支配して中国への侵略戦争を行い、多くの被害を与えたことは否定できない歴史事実である。しかしこの教科書では、朝鮮や台湾に対する植民地支

配や中国への侵略の実態は軽んじ、朝鮮の鉄道・灌漑施設を整備した、「台湾の開発」を行った、「満州」が日本の「重工業進出などにより経済成長」したと、日本の行動を正当化・美化する叙述を行っている。さらに「日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」をコラムで強調するなど、日本の侵攻が歓迎されたように記述している。

このような問題点をふまえて、「つくる会」編集の教科書採択に反対した人々は、『改訂版』は『旧版』同様に歴史的事実を軽視し一國主義的な枠組みにしがみついた偏狭な歴史像を植えつけるものだと批判した。そして、こうした歴史像が教えられれば、暴力による国家間対立や敵対的な国際関係を当然視する傾向を助長し、東アジアの人々との亀裂がいつそう深まり日本は国際的に孤立してしまう、と警告した。

結局、国内外の市民による批判の力もあって『改訂版』の最終的な採択率は、「つくる会」側が目標としていた10%には大きく及ばず0.4%にとどまった。それでも、文部科学省の発表によると、全体で4912人が「つくる会」の教科書で勉強することになり、4年前の採択率0.047%の約10倍に増えるという⁽¹²⁾。

「子どもと教科書全国ネット21」など「つくる会」教科書を批判した人々の総括によると、4年前に比べて『改訂版』の採択率が高まり、栃木県大田原市と東京都杉並区の公立中学で初めて採択されたとはいえ、自民党や自治体首長など政治と行政が介入するという状況の中で採択率が0.4%にとどまったことは、ひとまず「民主主義の勝利」としてよいが、ただしその「勝利」は限定的なものだとされた。その理由として、(1)「つくる会」側の運動によって、他の教科書からも元日本軍「慰安婦」の記述がなくなり「強制連行」などの記述も減るなど全体的に加害の歴史事実の叙述に後退が起ったこと、(2) 相対的に正確な記述を行ってきた教科書(例えば日本書籍新社)の採択率が低下したこと、(3) 教科書採択制度において1997年の閣議決定「学校ごとの採択にする」という方針から遠ざかっただけでなく、採択事務が非公開とされる地域が出てきており現場の教員の意思は反映されにくくなったこと、など新たな問題が生じた点が指摘された⁽¹³⁾。そして、「つくる会」教科書を批判した人々は、そのような問題点を解決していくことが今後の課題だと総括したのである。

さて、2005年の歴史教科書問題において、2001年の歴史教科書問題とは異なる新しい動きがあったことにも注目しておく必要がある。一つは、2001年の歴史教科書問題をきっかけに2002年5月から政府レベルで始められた日韓歴史共同研究の結果が2005年6月に公表されたことである。日本政府は日韓歴史共同研究を今後も継続することを表明し、日中間の共同研究も検討しているという。ドイツとポーランドのユネスコ委員会による「共同教科書委員会」が1972年から公式に活動を開始し、その後もドイツが国際歴史教科書対話を行い、ヨーロッパにおける歴史認識の和解が進められてきたことを想起すれば、日中韓での歴史共同研究はそれなりの意義を持つといえる。しかしながら、政府レベルで進められた日韓歴史共同研究が歴史認識の和解につながったというわけではない。実際に、共同研究に参加した研究者が「双方の違いと共

通点を知ることになったのが最大の成果」だったと評したように⁽¹⁴⁾、歴史認識の和解への道がいかに険しいものであるかを知らしめたのである。

もう一つ注目すべき動きは、日中韓3国共通歴史教材委員会編『日本・中国・韓国＝共同編集 未来をひらく歴史－東アジア3国の近現代史』（高文研、2005年）をはじめとする共通の歴史教材が、2005年の中学歴史教科書採択に合わせて刊行されたということである。これについては次の章で述べることにする。

3. 東アジアの歴史教材作り

1982年の教科書問題の折には日本の歴史教科書への批判がなされたが、2001年の教科書問題では批判に加えていくつかの新しい動きがみられた。まず、韓国では、2002年11月に「日本の教科書を正す運動本部」がシンポジウム「21世紀韓国史教科書と歴史教育の方向性」を開き、韓国の国定教科書（『高等学校国史』）と検定教科書（『高等学校韓国近現代史』）の歴史認識・叙述を批判的に検討し、その代案を模索する作業を行った。その成果は新しい教科書にも反映され、2003年度から使われ始めた検定『韓国近現代史』は、国定『国史』とは異なり歴史の相対化と相互理解という方向性を強調したもので、話題を呼んだ。

次に、2001年の教科書問題の後、日中韓、日韓間の市民レベルで、それぞれの歴史教科書への批判・検討作業をふまえて、歴史教科書問題をめぐる本格的な対話が始められた。いくつかの日中韓、日韓のグループが共通の歴史教材作りをめざして調査・研究を行い、2005年にその成果が刊行され始めた。また、教科書問題をめぐって、日中韓の市民によるシンポジウム、ワークショップ、青少年歴史キャンプなど活発な交流が行われてきた。

ここでは、これまで進められてきた歴史教材対話の成果の一つである日中韓3国共通歴史教材委員会編『日本・中国・韓国＝共同編集 未来をひらく歴史－東アジア3国の近現代史』（高文研、2005年、日本語版、以下『未来をひらく歴史』）を取り上げ、若干の検討を加えてみたい。

2001年の「つくる会」歴史教科書の出現をきっかけに、2002年3月に中国の南京で第1回「歴史認識と東アジアの平和フォーラム－日本の歴史教科書問題」が開かれ、共通の歴史副教材づくりについて基本的な合意がなされた。そして、同年8月のソウルでの第1回国際会議を皮切りに各国で会議が開かれ、2005年5月に『未来をひらく歴史』が刊行された⁽¹⁵⁾。この『未来をひらく歴史』の大きな目的は、「共通の歴史教材を作ることによって歴史認識の共有への道を開き、ひいては東アジアに平和の共同体をつくること」とされた。

『未来をひらく歴史』刊行の意義について、日本側の委員の一人である大日方純夫氏が強調しているのは、以下の三点である。①「つくる会」歴史教科書の自国中心の閉鎖的・排外的な歴史観、力と戦争を肯定する国際観への単なる批判にとどまらず、それにかわる代案として、

国際連帯と平和を志向する歴史像を提示し、豊かな歴史認識を作り上げていく素材を提示しようとしている、②内容面では、近現代史における戦争と侵略・植民地支配を正面からとりあげただけでなく、女性・少数者・民衆などの視点から歴史を見ようとしている、③日中韓3国共同の取り組み、3国同時刊行という点で画期的である⁽¹⁶⁾。

一方、①日中韓の立場の違い（歴史的体験とナショナリズム：例えば、近代化や日本民衆の被害と加害をどのようにとらえるかなど）、②正確な叙述（事実関係の検証と評価の確定：例えば、日清戦争、創氏改名、戦後補償裁判など）、③前提となる知識の相違、④呼称・用語などの点において困難もあったようだ。しかし、それらの困難は、対話と討論を通じて「共同の“作品”」を産み出すことに全力を集中し、対立点や相違点を強調するよりも「確認点・一致点を尊重して前へ進むこと」によって克服された、と大日方氏は述べている。

『未来をひらく歴史』刊行は、作業にたずさわった人々が宣言したように「最初の一步」であり「実験」であったが、EUのドイツとフランス、ドイツとポーランドの間で続けられてきた歴史をめぐる対話を東アジアでも進めていこうとする「大きな一步」でもあったと言えるだろう。そして、そこに注がれた知恵と努力が、さらに歩を進めるための原動力となることは間違いないだろう。

また、作業にたずさわった人々は、「この“実験”を踏み台にして、不断の改良・改訂をはかっていきたい。『未来をひらく歴史』自体が、未来に向けて開かれている」とも述べている⁽¹⁷⁾。ここに示された考え方は、教材作成作業の過程で得られた最も評価されるべき成果の一つだと言えるが、この小論でもその考え方に依って『未来をひらく歴史』の内容について二つの問題を指摘しておきたい。

第一は、各項目の冒頭で読者への「問いかけ」が行われ読者に考えさせるつくりになっているにもかかわらず、本文中で「模範解答」が示されている点である。例えば、「第IV章 第一節 3国の新しい出発／2. 朝鮮の解放と分断」では、冒頭で「どうして朝鮮は、解放を迎えながらもすぐに独立できず、結局は分断されてしまったのでしょうか」と「問いかけ」がなされている。この「問いかけ」は、朝鮮半島の分断の歴史的原因について読者に考えさせようというものである。ところが、本文では「分断線となった北緯38度線」や「米ソの対立と南北の対立」、「南・北に分断政府の樹立」について簡潔にまとめられ「模範解答」が提示されている。これによって読者は「問いかけ」について考える機会を逸してしまうかもしれない。

このように「問いかけ」に対する「模範解答」が提示されたのは、執筆者らが「見開き2ページを基本とする方式を採用したが、…いかに限られた字数に問題を絞り込み、しかもわかりやすく叙述するのか。3国それぞれの執筆者にとって、大きな試練」だったと述べているように⁽¹⁸⁾、執筆者が努力して歴史事象を手際よく整理した結果だったと言えるのではないだろうか。そしてこの問題は、おそらく次の論点とも関連している。

第二は、それぞれの項目に史料の要約やコラムなどの資料が取り上げられているとはいえ、

全体として史資料の提示が少ないと思われる点である。

歴史の学びが、歴史研究の「結果」を簡潔に整理した「模範解答」を暗記することではなく、歴史資料に対するさまざまな認識や議論がなされた「過程」を理解することだとしたら、まず学習者に対して豊富な歴史資料が提示される必要がある。『未来をひらく歴史』では、執筆者らが「限られた字数」で「わかりやすく叙述」することに努めた結果、十分な史資料が提示できなかったのかもしれない。

以上のように『未来をひらく歴史』には、①問題提起→「答え」の提示、②史資料の不足という問題点がみられる。これらの問題は、『未来をひらく歴史』刊行の「大きな一歩」自体にあるというよりは、最小限の文章で最大限の項目を盛り込んできた⁽¹⁹⁾従来の教科書、あるいは概説的な歴史教材に見受けられる限界だと考えられる。しかし、だからといって概説的な歴史教材づくりをやめた方がよいというのではない。「国際連帯と平和を志向する歴史像を提示し、豊かな歴史認識を作り上げていく素材を提示」する『未来をひらく歴史』のような歴史教材づくりを進めながらも、「もう一つ」の歴史教材を作っていくことが必要ではないかと考える。

4. 歴史資料の共有化と歴史資料集づくり

(1) 提言1－歴史資料を東アジア共有の財産に

「もう一つ」の歴史教材のあり方を考えるにあたって最初に考えるべきことは、歴史資料を東アジア共有の財産とすることである。歴史資料の共有化はこれまでも多くの論者が唱えてきたことだが、今日あらためて強調する必要があるように思う。

歴史資料の共有化を進めるためには、当然のことながらその前提として歴史資料の公開が必要である。まず、歴史資料の公開で近年注目されたのが米国の事例である。1998年10月、クリントン政権下で「ナチス戦争犯罪情報公開法」が成立し、2000年5月までに第二次世界大戦時の米国戦時機密資料約150万頁分がそれまでの機密指定を解除された。また、これに準じて2000年12月にクリントン米大統領が署名した「日本帝国政府記録情報公開法」（翌年3月発効）により、米国国防総省、国務省、CIA、国立公文書館などで機密指定となっていた日本関係記録（戦争・戦争犯罪に関する記録）が多数公開された⁽²⁰⁾。これらの歴史資料の公開により、東アジア現代史研究の歴史資料状況は大幅に改善されることになった。

また韓国で、1990年代から本格化した「過去史の清算」の一環として、近年急速に進められている歴史資料の収集、整理、公開も重要である。とりわけ今年8月の日韓国交正常化交渉関連資料の「全面」公開は注目すべきである。資料公開の直接のきっかけは、植民地支配下に戦時動員された被害者らが日韓交渉関連文書の公開を求めた行政訴訟の判決で関連文書の一部開示が命じられたことだった。盧武鉉政権が被害者の声を重視し全面公開に踏み切ったことは、

これまでの政権で非公開とされてきたことや日本政府が日韓交渉関連資料を公開していないことを考えると画期的なことである。また今回の資料公開で、歴史の真実を負の部分も含めて究明し、その評価を市民にゆだねようとする盧武鉉政権の意志が再確認されたと言える。さらに、日韓交渉について少なくとも韓国側資料の総合的検証が可能となったという点でも意義深い。

このように米国や韓国は歴史資料の公開を進めようとしているのだが、問題は日本側である。もちろん日本でもこれまでにそのような動きがなかったわけではなく、歴史資料の公開問題について繰り返し議論され、実際に資料公開作業が進められてきた。水野直樹氏によると、日本政府は2001年から「アジア歴史資料センター」(国立公文書館内)を立ち上げ、公文書館、外務省外交資料館、防衛庁防衛研究所図書館に保存されている歴史資料をインターネットで公開する事業を行っている。しかし、そこで公開されているのは、各機関に行けば閲覧できる文書だけであって、新たな資料の公開はなされていない。そうなった原因は、1999年11月の閣議決定「アジア歴史資料整備事業の推進について」で、未公開資料の調査は事業対象からはずされてしまったからだという⁽²¹⁾。

また日本政府は、日韓交渉関連文書の公開についても、日朝国交正常化交渉への影響などを理由に外務省の内規に基づき一貫して非公開としている⁽²²⁾。2001年に情報公開法が施行され、それに準じて日韓交渉関係文書の開示請求も可能となり、2005年7月の時点で8件の文書が開示されている。しかしそれらの文書も、交渉の「日時及び場所」、「出席者」などすでに知られている内容のみが読み取れるだけで、肝心の「議事概要」や会議録、内部文書などはほとんど墨塗りされていたり「不開示」と書かれていたりして、資料としては使い物にならないものである。

2005年の夏、日本のあるNGOが、国立公文書館に移管された日韓交渉関連文書(外務省作成文書と旧大蔵省作成文書)の公開を求めたところ、移管元の財務省から閲覧拒否を旨とする次のような回答が来たという。

①移管された文書は基本的に外務省で作成された文書であり、作成元機関(外務省)ではこれらの文書を現在も行政情報公開法上の行政文書として使用している。②作成元(外務省)では、本件文書について、将来の外交交渉において交渉上不利を被る可能性があることから、行政情報公開法に基づいて公開請求があった場合でも、同法第5条3号の不開示情報(国の安全等に関する情報)に該当するとして原則不開示としている。③大蔵省作成の文書が一部含まれているが、作成元機関としての財務省では、これらは外務省作成文書と一体となすものであり、外務省作成文書と同じく国立公文書館利用規則第4条第4項第3号(他国又は国際機関との交渉上重大な不利を被るおそれ)に該当する⁽²³⁾。(傍点は太田)

この回答によれば、外務省および財務省は、日韓交渉関連文書が「国の安全等に関する情報」⁽²⁴⁾にあたるため公開しないということである。しかし、「国の安全等に関する情報」にあ

たと判断しているのは行政当局であり、その一方的な判断自体が不透明で情報公開の理念にかなうものとはとても言えない。また、日韓交渉関連文書は40年以上も前に作成された歴史資料であり公開されてしかるべきものである。しかも、交渉の相手国であった韓国はすでに外交文書を公開しており、日韓交渉に関与していた米国も多くの外交資料を公にしている。結局、日本政府だけが歴史資料の公開、共有とはおよそ遠い立場を取っていると言わざるをえない。

その一方で、真相究明と歴史資料の共有をはかろうとする動きがあることも記しておきたい。第一は、市民運動団体と超党派の恒久平和議員連盟が「恒久平和調査局設置法案」の制定を進めていることである。この法案は、国立国会図書館に戦時中の強制動員や性的行為の強制、生物化学兵器開発などの事実調査を行う「恒久平和調査局」を設けることを骨子とするものである。2004年6月に衆議院に提出された法案によると、「今次の大戦及びそれに先立つ一定の時期における惨禍について我が国民の理解を深め、これを次世代に伝えるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、…国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く」とされている⁽²⁵⁾。この法案は1999年8月に初めて衆議院に提出されたが、残念ながら今日まで成立していない。2005年の総選挙でこの法案に賛成する議員が少なくなったとはいえ、法案成立に向けた活動が今も続けられている。

第二に、2005年7月東京で、植民地支配やアジア太平洋戦争の歴史事実を究明しようとする人々が「強制動員真相究明ネットワーク」を設立した。「ネットワーク」は、①韓国の「日帝強占下強制動員真相糾明委員会」に協力する、②資料の収集、研究等を行う、③日本政府、公的機関および企業が保有する資料の公開を求めると同時に、それぞれが自らの責任として真相究明を行うことを促す、④東アジアの民衆と歴史認識を共有することをめざす、⑤強制動員被害者・団体と連帯する、⑥「恒久平和調査局設置法案」などの制定運動に協力する、⑦資料を保管、展示する空間を作る、などの活動を行い、ネットワークを通じて「日本、東アジアの平和で心豊かな未来を作ることに寄与」していくと、設立の趣旨文で宣言している⁽²⁶⁾。現在、この「ネットワーク」は、韓国の「日帝強占下強制動員真相糾明委員会」や強制動員被害者・団体と協力しながら、事実の究明と資料の共有化に向けた活発な活動を展開している。

第三は、個人による歴史資料の公開、共有作業である。研究者・市民が資料のデータベースをインターネット上で公開し、さらに資料公開している個人や公私の資料所蔵機関のホームページをネットワークで結ぶということはすでに実践されている。インターネット上での多言語の情報や利用法の開発など技術的な問題が伴うだろうが、こうした状況をさらに拡大して東アジアの歴史資料保存機関をネットワークで結んで資料を共有の財産とすることは、さほど困難なことではないだろう。

日本での歴史資料の公開と共有化に向けての作業はなかなか進まないが、上のような作業が一つ一つ実践されれば、歴史認識をめぐる「和解」をめざす道筋が見えてくるのではないだろうか。

(2) 提言2－歴史資料集を東アジア共通の歴史教材に

二つ目の提言は、概説的な教材ではない「もう一つ」の歴史教材づくりに関するものである。東アジア共通の概説的な歴史教材づくりを進める一方で、その歴史教材の問題点を克服していくために、東アジア共通の歴史資料集を作り、それをもとに歴史を学んではどうかということである。

もちろん、そうした共通の歴史資料集に類似したものがこれまでになかったわけではない。例えば、山田昭次・高崎宗司・鄭章淵・趙景達『近現代史のなかの日本と朝鮮』は、日本の「検定教科書に現れた朝鮮史もしくは日朝関係史を批判的にとらえる材料を提供して、歴史の真実に近づくこと」を課題として編纂され、日本の高等学校日本史教科書に記載されている近現代日朝関係史に関する記述と韓国の国定教科書『高等学校国史』の記述(1990年版)、さらにその記述に関する基礎的資料と解説を載せた歴史教材である⁽²⁷⁾。それは確かに「歴史の真実に近づくこと」を目指した画期的な歴史資料集だと言えるが、取りあげられた資料が外交史などの基本的なものに限定され、また、その教材が日本と朝鮮半島で広く使われていないという点で、共通の歴史資料集とは言い難い。

ともあれ今後、このような既存の歴史資料集を参考にしながら共通の歴史資料集を作り歴史を学んでいくことも、歴史認識での「和解」を進めていくための一つの選択肢として考えてよいのではないだろうか。さしあたって、東アジア共通の歴史資料集作りとそれに基づく歴史の学びには、およそ次のような意義があると考えている。

第一に、歴史資料集を教材として歴史を学べば歴史事実が明確になり、少なくとも歴史事実の共有は可能となる。また、共有された歴史事実は動かさえないので、「つくる会」の『新しい歴史教科書』のような史実を歪める教材が出てきた時に、研究者だけでなく歴史を学ぶ人々もそれを批判することができるだろう。さらに、歴史事実が明確になれば、史実と史実の連関や史実の意味や性格など、歴史を学ぶ人々の多様な解釈が可能となる。そうした多様な解釈をめぐってさらに対話を進めていけば、歴史認識の共有がある程度可能となるかもしれない。

第二に、歴史資料集による教育、学習によって、「国民の歴史」から「市民の歴史」への移行が促進されていくと考えられる。これまで多くの論者が論じてきたように、東アジアに平和で友好的な関係を築いていくためには、自国中心的で閉鎖的な「国民の歴史」ではなく、地域、社会、地球に開かれた「市民の歴史」の教育、学習が必要となる。歴史資料集を用いれば、国の歴史の枠を越えて、政治、経済、社会、文化などの分野の世界のさまざまな地域の歴史資料を調和よく学びやすくなる。また、「国民」の枠では捉えられないさまざまな歴史(例えば、女性、子ども、障害者、衣、食、住、遊びなど)の学習が自由に組み合わせられる。

第三に、小学校から大学までの教育課程、また市民を対象とした多様な歴史資料集の作成が可能である。しかも、歴史教科書づくりよりも容易であり、年表、研究史(争点)の概説などを自由に組みこむことができる。比較的簡単に編集できるので、日中韓だけでなく、東南アジ

アを含めた地域の歴史資料集の作成が可能となるかもしれない。

第四に、歴史資料集を使用する過程で多くの人々との対話が可能となる。ただし、歴史資料集を使えば自然に対話が始まるのではなく、授業の進め方に工夫をこらす必要がある。これまでのような大人数の教室での上意下達式の授業ではなく、円卓を囲んでのゼミ形式、小グループで行われる双方向性、またはネットワーク型の授業を行う必要がある。さらに工夫しだいでは、東アジアの学校と学校を結んで歴史交流を行い、高校生や大学生による歴史シンポジウムを開催することなども実現可能になるかもしれない。

そのようにして、東アジアの人々が同じ歴史資料の読み解き方を交換し合えるようになれば、それぞれの歴史認識の幅と世界観は広がり、歴史認識をめぐる真の対話が可能となる。『未来をひらく歴史』や『朝鮮通信使』⁽²⁸⁾の製作過程では、歴史認識を共有するために「激論」が交わされたと聞いているが、歴史資料を通じた学びの過程でも、この段階に至って無数の「激論」が交わされることが必要となるだろう。結局は、そうした「激論」が歴史認識における「和解」を進める近道となるからである。

おわりに

東アジアに平和で友好的な関係を築いていくために、歴史認識における「和解」を進めていく必要があることは、これまで多くの論者によって指摘されてきた。そして「和解」を進めていくために、歴史家の相互交流、歴史資料の公開と提供、市民レベルでの交流、日韓、日中韓の共通の歴史教材づくりなど、さまざまな試みがすでに始まっている。

この小論も、歴史認識における「和解」を進めていくための議論と試みに参加しようとするものであり、①歴史資料を東アジア共有の財産にする、②多様な歴史教材の一つとして東アジア共通の歴史資料集をつくる必要がある、という若干の提言を行った。

遠回りになるようだが、東アジアの人々が歴史資料と歴史事実に基づいて、互いに多様な見方を認め合いながらも、同時に異なる歴史認識について徹底的に対話する過程を大切に真実にいたること、すなわち「対話的」真実を不断に追求することが必要なのではないだろうか。

〔注〕

- (1) 本稿は、2005年11月に大韓民国釜山市で開催された国際シンポジウム（APEC 2005 International Symposium, “Towards a New Asian Order and Solidarity”, 11-12 November 2005, Paradise Hotel, Busan City, Republic of Korea）における報告原稿に修正・加筆したものである。
- (2) ①事実としての真実とは、実証主義的な歴史家が真実と呼ぶようなもの——「信頼できる（公平で、客観的な）手続きを通じた、正確な情報を得ている…事実に基づく、確証だてられた証拠」——である。②個人的真実とは、犠牲者が自ら語る真実という意味であり、犠牲者の語る話は「痛みへの洞察」であり、「記憶の再建」の営為である。③社会的真実とは、「関係者全員の複雑な

- 動機と見方とに注意深く耳を傾け、それによって過去にあった分割を乗り越えるために、相互対話と討論によって得られるものである。④癒しとしての真実とは、「事実とその意味を、人間関係の文脈の中におくような真実」であり、犠牲者の痛みを認知することが強調される。認知することは「犠牲者の尊厳の回復にとって中心的なものである」。(イマニュエル・ウォーラステイン「歴史を書くということ」『環』vol.1、2000年春)。
- (3) 水野直樹「日韓歴史資料の共有化を一歴史認識における「和解」のために一」『世界』2005年7月号。
 - (4) 『朝日新聞』2005年4月27日。
 - (5) 自由民主党「自民党政権公約2005」(http://www.jimin.jp/jimin/jimin/2005_seisaku/120_yakusoku/theme05.html#107)、2005年10月6日現在。
 - (6) 公明党「公明党マニフェスト2005」(<http://www.komei.or.jp/manifest/policy/manifest2005/08.html>)、2005年10月6日現在。
 - (7) 民主党「2005年民主党マニフェスト政策各論」(http://www.dpj.or.jp/seisaku/sogo/image/BOX_SG0062_kakuron.pdf)、2005年10月6日現在。
 - (8) 日本共産党「総選挙にあたっての訴えと7つの重点公約」(http://www.jcp.or.jp/seisaku/2005/05syuuin_seisaku.html#s1-3)、2005年10月6日現在。
 - (9) 社会民主党「社民党総選挙公約2005」(<http://www5.sdp.or.jp/central/topics/44syuuin/seisaku/seisaku2005.html>)、2005年10月6日現在。
 - (10) 強制動員真相究明ネットワーク事務局「戦時下強制動員犠牲者の戦後補償と遺骨問題に関するアンケート調査結果」(2005年8月23日～26日実施) 2005年9月2日。
 - (11) 「アピール 歴史事実をゆがめる「教科書」に歴史教育をゆだねることはできない」2005年4月25日、『改訂版 新しい歴史教科書』採択に反対する関西歴史学会関係学会共同アピール」2005年7月13日。
 - (12) 文部科学省初等中等教育局教科書課「平成18年度中学校歴史・公民教科書の需要数について」2005年10月5日発表。
 - (13) 15団体の共同声明「共同声明 「つくる会」教科書は再び国民に支持されなかった」2005年9月1日、上杉聡「「つくる会」の惨敗と私たちの打撃－4年後に向け状況把握と方向性について」2005年9月25日。
 - (14) 「第三分科報告書発刊に寄せて」『日韓歴史共同研究報告書』2005年6月10日公開 (<http://www.jkcf.or.jp/history/03.html>)、2005年10月7日現在)
 - (15) 「あとがき」日中韓3国共通歴史教材委員会編『日本・中国・韓国＝共同編集 未来をひらく歴史－東アジア3国の近現代史』高文研、2005年。
 - (16) 大日方純夫「『未来をひらく歴史』に関するメモ」出版記念シンポジウム発表文、2005年5月29日。この発表文は『未来をひらく歴史』の執筆者の一人である板垣竜太氏に見せていただいた。なお本稿執筆後に、日本・韓国・中国で『未来をひらく歴史』の書評が多数発表された。『未来をひらく歴史』の意義と課題についてはそれらの書評を参照されたい。
 - (17) 大日方純夫、同前。
 - (18) 大日方純夫、同前。
 - (19) 金子勝・藤原帰一・山口二郎編『東アジアで生きよう!』岩波書店、2003年、172頁。
 - (20) 林博史「日本は過去を克服できるか－戦争責任と補償問題」『日本の科学者』2002年8月号 (<http://www32.ocn.ne.jp/~modernh/paper48.htm>)。
 - (21) 水野直樹「日韓歴史資料の共有化を一歴史認識における「和解」のために一」『世界』2005年7月号。
 - (22) 外交文書の公開基準は外務省の内規によって定められており、「原則として30年を経たものにつき、案件ごとに審査」するとしうえて、①国の重大な利害が害される、②個人の利益が損なわれると判断される場合は公開しないとされている(『朝日新聞』2002年12月24日)。

- (23) 国立公文書館「事務連絡」2005年9月20日付（「日本製鉄元徴用工裁判を支援する会」『虹通信』No.121、2005年10月17日）。
- (24) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の第5条3号では、行政文書の公開除外対象について、次のように定めている。「三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年五月十四日法律第四十二号、<http://johkokai.mofa.go.jp/eturan/houritu/index.html#2syou>）。
- (25) 戦争被害調査会法を実現する市民会議事務局長川村一之「真相究明は「過去の克服」への第一歩－韓国真相究明法成立をステップに」、「資料1：恒久平和調査局設置法案（正式名：国立国会図書館法の一部を改正する法律案）〈2004年6月9日衆議院提出・衆法第51号〉」「強制動員真相究明ネットワーク結成総会－日韓共同の真相究明をめざして」2005年7月18日、在日本韓国YMCA国際ホール。
- (26) 「強制動員真相究明ネットワーク」設立の趣旨『強制動員真相究明ネットワーク結成総会－日韓共同の真相究明をめざして』同上。
- (27) 山田昭次・高崎宗司・鄭章淵・趙景達『近現代史のなかの日本と朝鮮』東京書籍、1991年。この歴史教材については、藤永壮氏がシンポジウムでのコメントで教えてくださった。また藤永氏によれば、この教材は1992年に韓国でも翻訳・出版されたという（생기획 옮김《근현대사 속의 한국과 일본》돌베게,1992）。
- (28) 日韓共通歴史教材制作チーム編『日韓共通歴史教材 朝鮮通信使——豊臣秀吉の朝鮮侵略から友好へ』明石書店、2005年。

（おおた おさむ 人文学科）

2006年10月19日受理